

山口県医師会「母体保護法指定医師の指定基準」

一般社団法人 山口県医師会（以下「山口県医師会」という。）は、母体保護法第14条の指定医師の指定基準を次のとおり定め、人格、技能及び設備の3点を考慮して、適正なる審査及び指定を行うとともに、遵守事項の励行を求めるものとする。

1 人 格

母体保護法指定医師としての品位を保ち、責任を負い、義務を履行し得る者であること。

2 技 能

山口県医師会が認める研修機関において、一定期間産婦人科医としての専門知識を修め、手術及び救急処置法等の手技を修得し、かつ下記要件を具備すること。

- (1) 医師免許取得後5年以上経過しており、産婦人科の研修を3年以上受けたもの又は産婦人科専門医の資格を有するもの
- (2) 研修期間中に、20例以上の人工妊娠中絶手術又は流産手術の実地指導を受けたもの。ただし、10例以上の人工妊娠中絶手術を含むこととする。
なお、指定医師でない医師については、研修機関で指導医の直接指導の下においてのみ人工妊娠中絶手術ができる。
- (3) 山口県医師会の定める指定医師のための講習会（以下「母体保護法指定医師研修会」という。）を原則として申請時までに受講していること。

3 研修機関の条件

指定医師が指定を受けるための研修機関は、下記の各条件を充たす医療施設とする。

- (1) 医育機関の付属施設又は年間の開腹手術50例以上（腹腔鏡手術を含める）、分娩数120例以上を取り扱う施設で、2名以上の母体保護法指定医師の資格者を有し、緊急手術に対応できる機関とする。
- (2) 母体保護法指定医師で、研修医を教育することができる人格及び技能を備えた主任指導医が存在すること。主任指導医は原則として、産婦人科専門医の資格を有するものであること。
- (3) 医療機関が単独では研修機関の要件を満たさない場合でも、医育機関や要件を満たす研修機関の連携施設として山口県医師会に登録することにより「研修機関」と認めることができる。

4 指定医師指定取得の申請、指定並びに登録

指定医師の指定を申請するものは、山口県医師会長あてに「母体保護法指定医師申請書」

を提出し、審査を受けなければならない。山口県医師会は、適格と認めたものを指定医師として登録し、指定医師証を発行する。

原則として、医師は複数の施設の指定医師を兼ねることはできない。

5 設 備

医療施設は、原則として入院設備を有し、救急体制を備えること。

ただし、中期中絶を行う場合は、必ず入院設備及び分娩を行いうる体制を有すること。

6 設備指定の申請、指定並びに登録

指定医師の指定を申請するものは、従事する医療施設について、山口県医師会長あてに設備指定の申請を行い、指定を受けなければならない。

その場合、原則として、複数の施設の設備指定を受けることができない。

- (1) 山口県医師会は、適格と認めた施設を設備指定し、山口県医師会に登録する。
- (2) 指定医師は、設備指定を受けた施設が設備の大幅な変更を行った場合、再申請して再指定を受けなければならない。
- (3) 設備指定を受けた施設において、従事する指定医師が欠けた場合、その施設の長は指定医師が欠員であることを速やかに山口県医師会長宛に届け出なければならない。その時点で設備指定は失効する。

7 人工妊娠中絶実施後の届出

指定医師及び指定医療施設の長は、人工妊娠中絶を実施した場合の届出に正確を期すること。

8 指定の更新及び取消

指定医師の指定の更新は、2年毎に次の諸事項を参考として行うものとし、不適格と認められる場合には、指定を保留し、又は指定の更新を行わないことができる。

- (1) 第10項に示す指定医師遵守事項の励行
- (2) 第1項及び第5項の指定条件の各項目に関する適否
- (3) 第7項に示す人工妊娠中絶実施後の届出の励行
- (4) 母体保護法指定医師研修会を必ず受講すること。

指定医師として不適格な事情が発生した場合には、定期的更新を待つことなく、直ちに上記各号の事実も勘案して指定医師であることの適否について検討し、指定の取消その他の処分を行うものとする。

9 指定医師の誓約

指定に際して、次項に定める遵守事項を厳守することを文書により誓約するものとする。

10 指定医師の遵守すべき事項

- (1) 人工妊娠中絶手術の適応を厳守すること。
- (2) 診療内容は産婦人科医療を主体とすること。
- (3) 医師会及び産婦人科専門団体の行う研修を受講すること。
- (4) 人工妊娠中絶手術の実施は、指定医師として指定を受けた施設内のみとし、往診先又は他の施設において行わないこと。
- (5) 必要に応じて受胎調節の指導を実施すること。

11 母体保護法指定医師審査委員会

山口県医師会内に指定医師審査委員会を設置する。指定医師審査委員は、山口県医師会長が委嘱する。指定医師審査委員会は、山口県医師会長より諮問を受け、指定医師の審査にあたり、審査結果を答申する。必要に応じて指定医師及び実施施設に対して実地指導ができる。

12 不服審査委員会

指定に関して不服を有する医師に対し、公正にその意見を徴して審査を行うため、山口県医師会内に指定医師審査委員会と別個の不服審査委員会を設ける。

山口県医師会長は、不服審査委員会の審査結果に基づき不服申立に対する措置を行う。

13 その他

この基準に定めるもののほか、母体保護法指定医師に関し必要な事項は、山口県医師会長が別に定める。

附 則

- 1 この基準は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 第2項の技能に関しては、昭和46年以降の医師免許取得者に適用する。
- 3 その他の項については、原則として平成26年5月以降の新指定及び更新に際して、これを適用する。
- 4 山口県医師会は、第3項に該当する研修機関のリストを準備しておくものとする。
- 5 指定の申請に当っては、主任指導医の証明書又は日本産科婦人科学会専門医証の写しに添えて、第2項第2号に基づく人工妊娠中絶手術又は流産手術の症例に関して、別に定める実施報告書（様式4の2）を提出するものとする。
- 6 本改定基準の効力発効以前の基準により母体保護法指定医師の指定を受けている医師は、第2項に定める技能要件を既に充足しているものとみなす。